参考資料２

○枚方市附属機関条例

平成24年９月13日

条例第35号

（設置等）

第１条　他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、別表のとおり執行機関の附属機関を置く。

２　附属機関は、執行機関その他担任事務に係る機関の諮問に応じ、審査等の結果を答申する。ただし、執行機関その他担任事務に係る機関が定める事項については、諮問がない場合においても、意見を述べることができる。

（委員の委嘱）

第２条　委員の委嘱期間は、別表に定めがあるものを除くほか、２年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、２年以内）とする。

２　補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

３　委員の再度の委嘱は、妨げない。

（臨時委員）

第３条　執行機関は、附属機関の担任事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

（会長及び副会長）

第４条　附属機関に、会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

３　会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第５条　附属機関の会議は、会長（会長が定められていない場合にあっては、執行機関）が招集し、会長がその議長となる。

２　委員は、会長（会長が定められていない場合にあっては、執行機関）が相当と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、附属機関の会議に出席することができる。

３　附属機関の会議は、委員の２分の１以上が出席しなければ、開くことができない。

参考資料２

４　附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、執行機関が定める附属機関については、出席した委員の３分の２以上の多数で決する。

（令４条例20・一部改正）

（会議の公開）

第６条　附属機関の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

（１）　枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第５条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議

（２）　公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

２　附属機関の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

（平29条例40・一部改正）

（部会）

第７条　会長は、附属機関の担任事務に関し必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

２　前３条の規定は、部会について準用する。

３　前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（関係者に対する協力要請）

第８条　附属機関は、担任事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（委員の守秘義務）

第９条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（委任）

第10条　この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

参考資料２

別表（第１条、第２条関係）

１　市長の附属機関

名称	担任事務	委員の定数	委員の構成	委員の委嘱期間
枚方市大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗の立地に係る周辺地域の生活環境の保持についての重要事項に関する調査審議	６人以内	(1)　学識経験を有する者 (2)　前号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	